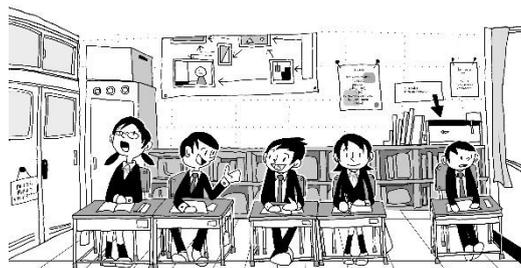


学校生活のきまり「スタートハンドブックより」

【学校教育目標】

今を精いっぱい生きる
凡事徹底

- 希望を持って進む生徒
 - ・自ら学ぶ生徒
 - ・思いやりのある生徒
 - ・健康な生徒



1 通学に関すること

(1) 通学路

- ① 登下校は、定められた通学路を通り、交通ルールを守る。
- ② 交通量が多い時、信号のない横断歩道を渡るときに十分に注意する。
- ③ 信号がある交差点でも、渋滞しているときには「右折車」に注意する。

(2) 自転車通学（体力増進、交通安全面から徒歩通学が望ましいが、次の地域では特別に認める）

- ① 自転車通学は、最短通学距離が2km以上で対象区域に居住する生徒。
- ② 事情により学校が特別に許可した生徒、及び部活動の対外試合等で特別に許可された生徒。
＜許可条件＞

- ア 必ず学校所定の登録証を自転車の後部に貼り付ける。
- イ 学校で実施する点検を受けて、整備されている。
- ウ 自転車は所定の場所に置き、各自が責任を持って施錠する。
- エ 年度ごとに更新されるので、その都度申請をする。
- オ ヘルメットを着用する（指定の場所に保管）

※ R5より全国的に「ヘルメット着用努力義務」が施行される。自転車通学者以外でも。



2 登校・下校に関すること

- ① 朝8時25分までに登校し、手洗いをを行い自分の席に着席している（朝読書、朝学習）。
- ② 朝8時00分以前には登校しない。
- ※ 朝練のある日は、7時20分より前には登校しない。（大会前、冬季期間のみ）
- ※ 遅刻してきた場合は、必ず職員室へ
- ③ 登下校途中の飲食店、スーパー、コンビニ、商店等の出入りや寄り道は禁止する。
- ④ 最終下校時刻までに学校から出て、下校する。過ぎた生徒は、職員玄関から。職員室へ報告。
- ⑤ 登下校は学校指定の服装を着用する。
- ⑥ 忘れ物、提出物等のための再登校は認めない。万が一持ってきてても翌日提出者と同じ扱いとする。

3 服装・靴・かばん等に関すること

(1) 服装

- ① プレザー、スラックス、スカート、ベスト、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボンは学校指定のものを着用する。ベルトは黒とする。男女を問わない。
- ② 名札は胸にきちんとつける。
- ③ 靴下は、「白・黒・紺・グレー」を基本とする。
(入学式、音楽会、卒業式は「白」とし、くるぶしがかくれるものを着用する。)
- ④ 上着（プレザー）を着た場合には、「ネクタイ・リボン」をつけること。
また、7～9月は校内において終日体育着で過ごしても構わない。
夏季、冬季の服装の期間はR4から設けていない。気候に合わせて制服を着こなす。
- ⑤ 防寒用衣服はVネックセーターとし、色は黒又は紺の無地とする。（ワンポイント程度のマークはさしつかえない）ただし、式典では着用しない。
- ⑥ 冬季のみタイツやレギンスの着用を可とする。（色は、「黒」または「ベージュ」の無地とする。）
- ⑦ 体育着は、学校指定のものを着用し、体育、部活、清掃時及び学校で指定した場合に着用する。
- ⑧ ジャージ・体育着の貸し出しは行っていない。（特別な場合は養護教諭の判断による）
- ⑨ かしわっこTシャツ着用は、部活動、体育の授業も可とする。
- ※ 入学式・卒業式、体育祭当日はかしわっこTシャツは着ないこと。
- ⑩ 休日でも学校に来る場合には、学校指定のもの（制服又はジャージ）で来るようにすること。

(2) 靴

- ① 通学時は、運動靴を着用し皮靴等は禁止する。(色は、白、黒、紺を基本とする)
- ② 上履きは、学校指定のものを使用する。
- ③ 部活動等の特別なシューズは部活動時のみ使用する。

(3) かばん

- ① リュック型のもので背負えるもの。教室のロッカーに入るもの。
キーホルダーは、自分の物とわかる小さい物とする。

4 授業に関すること

- ① 号令係は『起立』『着席』の号令をする 『礼』は教師の動きに合わせて号令はしない。
※体育や英語等の授業は授業の特性に合わせてあいさつをする。

【 授業の開始 】

- ◎ 号令係 → 教室の前に立つ
「起立」 → 「これから〇時間目の〇〇の授業を始めます」 → 「ハイ」 →
(教員)前へ1・2歩進む → 号令係・生徒「よろしくお願いします」 → 「着席」

【 授業の終わり 】

- ◎ 号令係 → 教室の前に立つ
「起立」 → 「これで〇時間目の〇〇の授業を終わります」 → 「ハイ」 →
(教員)1・2歩後ろへ下がる → 号令係・生徒「ありがとうございました」 → 「着席」

5 所持品に関すること

- ① 学習に関係ない物品（携帯電話・雑誌・漫画本・遊び道具等）の持ち込みは禁止する。
- ② 飲食物の持ち込みは禁止する。
ただし、水筒の持参可。中身は、水、お茶類、スポーツドリンクとする。
- ③ 不必要な現金は、持って来ない。
- ④ 金銭の貸し借り、物品の売買は絶対にしない。

6 身だしなみに関すること

(1) 頭髪

- ① 肩にかかる髪は結ぶ。 ※ゴムひもの色は黒・紺・茶色
- ② あまりにも変形した髪型等は禁止とする。

(2) その他

- ① 化粧品・整髪料等の使用は禁止する。
- ② 髪飾り・胸飾り等の装飾品類は身につけない。

(3) ジャージについて

- ① 登校後、授業によって一度ジャージに着替えた後は、制服に着替え直す必要はない。
- ② 1時間目に体育・美術・技術等着替える必要のある授業の場合には登校後着替えてもよい。



7 清掃に関すること →詳細は「清掃」のページで

- ① 清掃時は、体育着またはジャージに着替える。

8 連絡・諸届に関すること

- ① 学校の施設、備品、用具等の破損事故があった場合は、すぐに学校に申し出る。
- ② 欠席、遅刻、早退届は、原則「参集メール」にて8時00分までに保護者が連絡を送るようにする。
予めわかっている場合には、生徒手帳を利用して担任に届け出ることできる。

9 部活動に関すること →詳細は「部活動」のページで

- ① 入部、転部、退部の時は、顧問、担任と相談のうえ、必要な手続きをとる。
- ② 部の運営については、職員会議の決定に従う。部活動については定められた事項を守る。
- ③ 休日のみ、ペットボトル可。但し、中身は水、お茶類、スポーツドリンクとする。
- ④ テニス部については、昇降口前、通称「目玉」前を着替え場所にしてもよい。

		基本は『制服』で生活です。				
8:25～8:35		登校後にジャージに着替えてもよい。	1時間目に実技教科の場合は朝から着替えてもよい。	ジャージには着替えない。		
8:35～8:40			【 朝会 】 朝会もジャージで良い			
1	8:50～	実技	実技	×	×	×
2	9:50～ (9:45～)	ジャージで授業可		×	実技	×
3	10:50～ (10:40～)			実技	ジャージで	×
4	11:50～ (11:35～)			○	授業可	×
		「ごちそうさま」の号令の後、ジャージに着替えて清掃へ向かう。				
5	14:00～ (13:40～)	午後は、基本ジャージでもよい。				
6	15:00～ (14:40～)	帰りは基本、制服に着替えて下校。				